

平成24年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 競争性のない随意契約】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

契約名称	契約方式	随意契約によることとした会計規程等の根拠条文及び理由	随意契約によることとした理由	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1 物品管理システム	随意契約	契約の性質又は目的が競争に適さないとき 【会計細則第52条第6号】	既存の薬品サーバーを利用して、物品・薬品・医療器材を統合して一元管理を図り、サーバー機器等の集約を行うことから、既存業者以外の対応が困難であるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件についてのコスト面の判断は容認できる。ただし、既存システムを活用する場合には、却って保守費用が高額になったり、新たな追加費用が発生する場合もあるので、長期的な視点で比較検討することが大切である。</li> <li>・物品管理システムによって業務効率化が図られているならば、他の病院に情報提供することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規購入によらず、既存システムを活用する場合には、保守費用や追加費用も含めて、長期的な視点でコストを比較検討する。</li> <li>・システムの活用により業務効率化が図られている例がある場合には、他の病院にも情報提供を行う。</li> </ul>
2 クライストロン(大電力マイクロ波増幅管)修理契約	随意契約	災害復旧その他急を要する場合で競争に付する暇がないとき 【会計細則第52条第1号】及び 契約の性質又は目的が競争に適さないとき【会計細則第52条第6号】	リニアック機器内の部品の修理で、速やかに修理を実施しなければ、病院運営上大きな支障をきたすため。また、(株)バリアンメディカルシステムズのみの取り扱いとなるため	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件は、予見しがたい故障であり、緊急避難的に随意契約によらざるを得ないケースであると判断する。</li> <li>・高額医療機器については、緊急修理が発生しないように、過去の事例も含めて保守内容について十分に検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額医療機器については、緊急修理が発生しないように、過去の事例も含めて保守内容を十分に検討する。</li> </ul>

## 平成24年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式	一者応札(応募)だった理由 として考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の 一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容
1	渉外対応業務	公募	特定患者家族による職員に対する暴力(威嚇行為、暴言)が続き、その対応策として期間に余裕がなかったこと、仕様書の「元警察官等」を満たすことができる業者が他にいなかつたこと、さらに、契約している保安警備業務との連携が必要であり、当該契約業者以外の業者が参入しづらい状況があったことが原因と考えられる。	別契約である保安警備業務(次回契約更新は27年4月)と合体させることにより、競争が働く環境を整えたい。	・病院記載の対策案(保安警備業務と涉外対応業務の一本化)を実施されたい。 ・次回の契約更新時は、公告期間を長く設定すること。	・保安警備業務と涉外対応業務の一本化を図る。 ・公告期間を長く設定する。
2	受変電設備更新工事	一般競争 契約	平日14日間という公告期間の設定が不十分である可能性がある。	今後の同種契約に当たっては、公告期間の更なる確保(1ヶ月以上)を行うことをしたい。	・14日間という公告期間は、業者側が工事費用を積算し、応札するメリットを判断する期間としては短いと思われる。本件は、予め計画されていた工事であるから、もっと公告期間を確保すべきであった。  ・経験・実績は必要であるが、競争参加資格に予定病床数以上の工事実績が必要かどうか疑問。応募要件にもう少し配慮が望まれる。	・工事の入札に当たっては、業者が工事費用を積算し、応札するメリットを判断できるだけの公告期間を確保する。  ・競争参加資格として実績を求める場合は、必要以上に厳しくならないように配慮する。
3	精白米	公募	公募を実施するも他業者からの問い合わせがなく地域性が考えられる。	次回の契約更新時には、他の業者を探して、病院の方から積極的に働きかけを行う。	・両病院とも、近隣病院の納入業者など地域の業者について情報収集に努めることとしているので、積極的に実施されたい。	・近隣病院の納入業者など、地域の業者に関する情報を収集する。
	無洗米	一般競争 契約	毎回2者以上の業者が応札しているが、今回は一者応札となつた。24年10月から米以外の食材調達を委託業者に請け負わせることになったため、混同している業者もいたものと思われる。 また、ここ数年現行業者が落札しており、勝てないと判断し、応札しなかつたことも考えられる。	次回の契約更新時には、業者への声かけを徹底するとともに、更なる市場調査を行い、新規業者を開拓したい。		

平成24年度第3回契約監視委員会点検結果【主な見直し事例 2か年度連続一者応札・一者応募】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約方式	一者応札(応募)だった理由として考えられること	今後、同じ契約を実施する場合の一者応札(応募)対策案	契約監視委員会における指摘事項	見直しの具体的な内容
1	会計窓口業務(銀行業務を含む)	公募	対応可能な対策は全て実施した。当院のメインバンクと契約している。会計窓口出納、各種振込(業者払い)等の受付を行っている業務であり、他行では対応できないことから一者応札・応募となっていると思われる。	—	・銀行が会計窓口と併せて対応してくれるうちはやむを得ない面もあるかと思われる。 ・複数年契約を検討されたい。	・複数年契約を検討する。
2	会計窓口業務(一般)	公募	説明書を取りに来たが応募しなかった業者に対して、その理由をヒアリングした結果、専門分野ではないという理由や業務のボリューム、人員の確保等について対応ができないという返事であった。	医事関係については供給側の業者が少ない状況ではあるが、引き続き、当該業務について入札参加可能である業者の情報を収集し、入札参加を依頼していく。 なお、今年度から複数年契約としている。	・病院記載の対策案(入札参加可能である業者の情報を収集し、入札参加を依頼していく。)を実施されたい。	・入札参加可能である業者の情報を収集し、入札参加を依頼していく。
3	超音波骨折治療器 貸賃借契約	公募	業者へのヒアリングによれば、当該機器のレンタル業務を行っている業者が、県内に帝人在宅医療(株)社のみであるため、一者応札・応募となっていると思われる。	—	・開発業者が当該業者と日本における販売等の独占契約を結んでいることから、一者応募となるのもやむを得ないケースである。 ・複数年契約を検討されたい。	・複数年契約を検討する。
4	褥瘡対策マット(エアーマット)貸賃借契約	公募	業者へのヒアリングによれば、当院規模に対応できる業者は、県内にジャパン・エアマット(株)社のみであるため、一者応札・応募となっていると思われる。	—	・診療報酬改定により、褥瘡対策マットの需要が急速に高まったことから、供給可能な業者が限定されたおそれがある。 ・新たな取扱業者が出てくる可能性もあることから、情報収集を行った上で対応願いたい。	・市場の動向や、近隣病院の納入業者などについて情報収集を行った上で対応策を検討する。
4	労災看護専門学校に係る清掃業務委託	公募	一者入札になる理由として、隣接する労災病院より公示の時期が遅くなると共に、契約内容が平日の午前中1名のみとなることから応募してくる業者が無いと思われる。	—	・同じ敷地内にある労災病院に入札を委任することを検討するなど、将来的に競争が働くよう工夫されたい。	・将来的に、同じ敷地内にある労災病院に入札を委任することを検討する。

平成24年度第3回契約監視委員会事前点検結果【主な見直し事例】

独立行政法人名 労働者健康福祉機構

	契約名称	契約締結 予定日	契約方式 (予定)	一般競争契約以外の 契約方式を実施する理由等	契約監視委員会における 指摘事項	見直しの具体的な内容	新規 案件
1	大腸CT検査装置	平成25年1月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と判断する。	—	○
2	筋電図誘発電位検査装置	平成25年2月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と判断する。	—	○
3	喉頭ストロボスコープ	平成25年3月	公募	調達品目により、業者が限定されることも考えられるため、競争性の有無を検証するために事前確認公募を実施	・公募を実施することは妥当と判断する。	—	○
4	平成24事業年度財務諸表等 作成に伴う退職給付に係る 会計諸数値数理計算業務委 託	平成25年1月	随意契約	退職給付引当金の契約であり、他に競争相手が存在しないため	・随意契約によらざるを得ないものと判断する。	—	前回 隨契